

新型コロナウイルス感染症対策に係る決議（案）

国は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に基づき、2月26日に全国的なスポーツ、文化イベント等について今後2週間は中止、延期又は規模縮小等の対応を要請され、3月10日にはその期間を更におおむね10日間程度延長することを再度要請された。

また、2月27日には、急遽、全国の小中学校、高等学校及び特別支援学校等について3月2日から春休みまでの一斉臨時休業を要請された。

これらの要請は、いずれも国民生活全体に大きな影響を及ぼすものであるが、住民にとって最も身近な行政機関である我々基礎自治体は、各種行事の実施や公共施設の開設に係る可否の調整など、様々な対応において、拠り所を模索しつつそれぞれで判断をせざるを得ない状況にあり、その判断の差が住民に無用な不安を招くことも懸念される。

また、小学校等の臨時休業や保育所等の登園自粛などにより、子どもたちはもちろん、休職を余儀なくされるその保護者や、こうした従業員を抱える事業者などが受ける影響や負担は計り知れない。

さらに、世界的に拡大する新型コロナウイルス感染症は、地域経済にも深刻な影響を与えている。その影響は、飲食業、宿泊業や小売業といった業種をはじめ、サプライチェーンによって世界とつながった多くの中小企業・小規模事業者など、様々な分野、業種に及んでおり、リーマンショック級の経済の停滞までをも視野に入れなければならない可能性も懸念される。

よって国においては、地方自治体が抱える課題に適切に対処し、それらに要する経費について万全の財政措置を講じるとともに、地域経済への影響を最小限に止めため、必要な支援の拡充や、地域の実情を踏まえた柔軟な制度運用を強く要望する。

記

1 感染症の拡大防止対策について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策における、各種行事等の実施や公共施設の開設などの可否について、科学的知見に基づいた統一的な判断基準や条件等を示すこと。

また、集団による特定健康診査等各種健(検)診の実施の可否についても、判断基準を示すとともに、代替実施が困難な当該事業の性質等に鑑み、国庫補助要件を緩和すること。

- (2) 文部科学省が示した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」では、(1)換気の徹底、(2)近距離での会話等の際のマスク装着等を求める中、現実、マスクの購入は困難を極めていることから、児童・生徒用のマスク手配又は入手財源の確保に努めること。

2 感染症対策に伴う財政措置等について

- (1) 国の緊急対応策の実行に際し必要な地方負担の全額を令和2年度の特別交付税で確実に措置するとともに、今後、新たに必要となる地方負担について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 市町村の判断により登園自粛とした保育園その他の施設において、感染又は濃厚接触者となっていない児童が保護者の判断により欠席した場合も保育料の日割り計算ができる取扱いを可能とするとともに、副食費についても保育料を基本とした取扱いを示すこと。
また、この取扱いにより生じる市町村の減免経費について、財政措置を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模企業者への支援に要する経費等について、財政措置を講じること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により市町村税等の減収や徴収猶予、公共料金等の負担軽減に伴い、行政サービスの提供に支障が生じることがないよう十分な財政措置を講じること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の対応業務において生じる時間外勤務手当等の人的経費やマスク及び消毒液等の物品購入経費について、財政措置を講じること。
- (6) 修学旅行、成人式等の中止・延期に伴う増額費用やイベント主催者への補償等に係る経費について、財政措置を講じること。
また、公共施設の休止やイベントのキャンセル等による指定管理者の事業収入の減少、非常勤職員の賃金補填や返金対応等に伴う地方負担について、適切な財政措置を講じること。
- (7) 国保料（税）の徴収猶予や特定健康診査等の中止・延期に伴い生じる違約金等により、国民健康保険制度の安定的な運営に支障が生じることがないよう十分な財政支援措置を講じること。
- (8) 法令等により行政運営に係る各種事業計画の策定や更新については、十分な作業や検討時間が確保できるよう弹力的な運用を図ること。

3 感染症拡大に伴う経済活動への影響を踏まえた対策について

- (1) 雇用調整助成金については、特例措置の拡大により支給要件が緩和されたが、地域の中小企業における正規・非正規雇用を問わず雇用保険の被保険者とならない短時間パート勤務者も助成の対象とすること。
- (2) 感染症拡大による会合等の自粛要請により大幅に消費活動が停滞する中、それらに直接関わる業種をはじめ、飲食業や宿泊業等における食材費や光熱水費など、通常要する営業コストが損失に直結していることから、こうした事業者の事業継続を図るため、営業コストの損失補填対策を講じること。
- (3) 感染症拡大による地域経済の停滞で資金繩りを懸念する中小企業が増加する中、既往債務における金利を含めた返済などの条件変更について、より一層の事業者に対する支援を講じること。

4 感染症収束後を見据えた地域経済再活性化について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大は地域経済へ与える影響も多大であり、その大幅な落ち込みが懸念されることから、リーマンショック時と同様に、収束後を見据えた再活性化に向けた積極的な経済対策を講じること。
- (2) 中小企業生産性革命推進事業の各種補助金については、優先採択の要件が加わったが、地域の事業者の実情に即した、よりきめ細かな支援とするため、公募期間の延長、補助金額の上限及び補助率の上乗せ並びに採択事業所数の拡大など、更なる見直しを図ること。
- (3) 全国的な経済活動停滞の状況下で地域経済を活性化させるためには、広域的な取組が不可欠なものから、高速道路や公共交通機関の割引等による往来の助長策を講じること。
- (4) 会合等の自粛により経済活動が停滞している観光業や飲食業の活性化を図るため、地域独自の誘客促進事業活動に対し財政措置を講じること。

以上 決議する。

令和2年4月23日

新潟県市長会